

石川県競争入札参加者資格（物品等） 新規申請の手引き【随時申請】

令和 8・9 年度において、石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る競争入札に参加を希望する事業者は、競争入札に参加するための資格（以下「競争入札参加者資格」という。）を取得する必要があります。

この手引きを確認した上で、競争入札参加者資格の申請を行ってください。

前回（令和 6・7 年度）の競争入札参加者資格審査申請から新たに「入札参加資格申請システム」による電子申請を導入しました。令和 4・5 年度以前とは申請方法が異なります。

※「物品の製造の請負、物品の購入等」と「建築物管理業務」とでは、電子申請の方法が異なりますので、ご注意ください。

※「審査基準日」は「申請日」に読み替えてください。

1 申請条件

次の各号に該当する場合は、申請をすることができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

※被保佐人、被補助人又は未成年で、契約締結のために必要な同意を得ている者は該当しません。

- (2) 申請書を提出する日（以下「審査基準日」）の属する事業年度の直前の事業年度決算（以下「直前決算」という。）において、販売（製造）高のない者

- (3) 審査基準日の前日までに納期限の到来した石川県税（地方消費税を含む。）を滞納している者

- (4) 営業に関し許可・認可を必要とする場合において、これを得ていない者

- (5) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 申請の受付期間

◆随時受付

申請書は随時受け付けています。

◆定期受付

定期受付は、令和 7 年 11 月 28 日をもって終了しました。

3 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

※資格決定された時期によって、有効期間の始期は異なります。

〔 令和7年12月1日以降に申請された場合については、競争入札参加資格者名簿への登録が
令和8年4月15日以降となる場合があります。 〕

4 申請方法

- (1) インターネットにより、「入札参加資格申請システム」から、電子申請を行ってください。
※石川県管財課ホームページ (https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/shikaku/shikaku8-9_buppin3.html)
へアクセスし、入札参加資格申請システム操作マニュアルを参照のうえ、入札参加資格申請システムにログインしてください。
※今回から必要書類の提出は、すべて「入札参加資格申請システム」への添付により行うことになります。前回とは提出方法が異なりますのでご注意ください
- (2) 容量超過等の理由で、システムに添付することができない必要書類については、申請データ送信後、郵送又は持参にて提出してください。

<注意事項>

- ・申請の受付期間内に、(1)及び(2)の両方の手続きを行ってください。
- ・(2)で提出する書類については、ホチキス止めやひも綴じをせずに左上をクリップ等で留めてください。
- ・郵送の場合は、未到達トラブル防止のため、簡易書留等記録が残る方法とし、封筒に「競争入札参加資格者申請書類在中」と朱書きの上、郵送してください。
- ・原則として電子申請を行っていただきますが、電気通信機器が整備されていない等の理由により、やむを得ず電子申請ができない場合は、石川県総務部管財課用度グループまでお問い合わせください。

5 申請に必要な書類等

- (1) 次のファイルを入札参加資格申請システムに **Excel 形式** で添付ファイル登録してください。

法人	個人	ファイル名	発行元	留意事項
○	○	役員等名簿		石川県管財課ホームページよりファイル (Excel) をダウンロードし、作成・登録
○	○	営業情報		石川県管財課ホームページよりファイル (Excel) をダウンロードし、作成・登録

- (2) 次の書類を入札参加資格申請システムに **PDF 形式** で添付ファイル登録してください。

容量超過等の理由でシステムに添付できない必要書類については、郵送又は、持参にて提出してください。

※【写し可】と書いてある書類は、ほぼ原寸大かつ内容が鮮明（印影部分含む。）であれば写しでも可能です。

< 必要書類等一覧 >

○印：必ず提出 △印：該当する場合に提出

法人	個人	書類名	発行元	留意事項
○		登記事項証明書【写し可】	法務局	・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ・申請日の3ヶ月前以内に発行されたもの
△	△	石川県納税証明書（第2号の3様式）【写し可】	県税事務所	・石川県内に本社・支店等がある場合（委任されていない場合含む）に提出 ・審査基準日の前日までに納期限の到来した県税全般の滞納がないことの証明書
○	○	消費税及び地方消費税に係る納税証明書（様式その3又はその3の3（個人はその3の2））【写し可】	確定申告を行った税務署	・審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度におけるもので、未納税額のない証明書

法人	個人	書類名	発行元	留意事項
○		財務諸表【写し可】 ・貸借対照表、損益計算書		・審査基準日の直前決算のもの（1年分） ・会社単体の確定した財務諸表を提出（連結決算や試算表は不可）
	○	「所得税青色申告決算書（青色申告）」又は「収支内訳書（白色申告）」【個人番号が記載されていない控用の写し】		審査基準日直前の事業年度分における所得税確定申告時のもの
△	△	委任状 ※押印不要		入札・契約等の権限を委任する場合のみ、石川県管財課ホームページより県様式をダウンロードし、作成・提出
△	△	本店所在地が確認できる資料（会社案内、公共料金の領収書等）		本店所在地と登記上所在地が異なる場合にのみ提出
△	△	ISO14001、エコアクション21、いしかわ事業者版環境ISO又はいしかわ工場・施設版環境ISOの登録証等の写し	認証機関	・認証・登録を受けている場合に提出 ・認証・登録期間に申請日が含まれているもの
△	△	いしかわ版里山づくりISOの認証書の写し	石川県里山振興室	・認証を受けている場合に提出 ・認証期間に申請日が含まれているもの
△	△	エコドライブ推進事業所の認定証の写し	石川県カーボンニュートラル推進課	・認定を受けている場合に提出 ・認定期間に申請日が含まれているもの
△	△	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し【労働局の受付印があるものに限り】		・行動計画を定め、厚生労働大臣へ届け出た場合に提出 ・行動計画の計画期間に申請日が含まれているもの
△	△	いしかわ男女共同参画推進宣言企業の認定書の写し	石川県女性活躍・県民協働課	・認定を受けている場合に提出 ・認定期間に申請日が含まれているもの
△	△	障害者の雇用状況に関する書類（障害者雇用状況報告書等）		・法定雇用率を達成している場合は、障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印等があるもの ※電子申告の場合は、申告到達画面又は到達メールのコピーも添付） ・常時雇用する労働者が39.9人以下の場合は、障害者を常時雇用していることが確認できるものの写し（「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（受付印等のあるもの）」及び「障害者手帳」等）
△	△	消防団協力事業所の認定証等の写し	市町村	・認定を受けている場合に提出 ・認定期間に申請日が含まれているもの
△	△	いしかわ健康経営宣言企業の認定証の写し	石川県健康推進課	認定を受けている場合に提出
△	△	パートナーシップ構築宣言企業の宣言書の写し		・パートナーシップ構築宣言ポータルサイトに登録されている場合に提出 ・宣言書記載の年月日が申請日以前のもの
△	△	印刷物取扱調査票		主に希望する業種が印刷類の場合のみ、石川県管財課ホームページより県様式をダウンロードし作成・提出

＜納税証明書に係る留意事項＞

◆石川県納税証明書

石川県内に本社・支店等がある事業者（委任されていない場合を含む）は、金沢県税事務所、小松県税事務所、中能登総合事務所総務企画部税務課、奥能登総合事務所総務企画部納税課で交付を受けてください。

石川県税務課ホームページ

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/tetsuzuki/nouzei/kenzeinouzei.html>

◆消費税及び地方消費税の納税証明書

確定申告を行った税務署で交付を受けてください。

国税局ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

6 申請可能な業種分類表

分類 番号	業種	主な取扱品目（業務内容）の例示
1	荒物類	食器類、清掃用品、わら・縄製品、金物、園芸用品、日用雑貨など
2	印刷（一般）類	フォーム印刷、頁物、パンフレット・ポスター、帳票、地図、封筒など
3	印刷（軽印刷）類	頁物、パンフレット・ポスター、帳票、封筒など ※カラー印刷は除く
4	印判類	印章、ゴム印、表札など
5	運動具類	スポーツ用品、武道用具、潜水器材、登山用品、公園遊具など
6	家具類	スチール家具、木製家具、特注家具、カーテン、緞帳、机いすなど
7	機械器具類	農業機械、林業機械、工作機械、除雪機械、厨房機器、船舶、発電機、小型除雪機、路面清掃車、電動工具等の販売・保守など
8	原材料類	砕石、砂利、常温合材、セメント類、水道用鋼管など
9	写真類	カメラ、マイクロ写真、陽画焼付、航空写真、カラーコピーなど
10	車両類	乗用車、トラック、タイヤ、車両整備、二輪車など
11	食料類	米穀、食肉、鮮魚、茶類、乳製品など
12	事務器具類	パソコン（家庭用）、コピー機、ファックス、ワープロ等の販売・保守など
13	測量機器類	気象観測機器、電子計測器、計量器等の販売・保守など
14	電気器具類	家庭電化製品、音響製品、映像製品、無線機器、通信機器等の販売・保守など
15	時計・漆器・工芸類	ギフト用品、銀盃、木盃、漆器、旗類、トロフィーなど
16	燃料類	ガソリン、灯油、A重油、プロパンガス、軽油、石油暖房器具など
17	被服類	制服、雨衣、作業服、帽子、布団類、靴、警察官制服、警察装備品、白衣、テントなど
18	文具類	文房具、画材、書籍、雑誌、CD、ビデオ、教材など
19	薬品類	医薬品、臨床検査試薬、衛生材料、工業薬品、防疫消毒薬、動物用医薬品、活性炭、ポリ塩化アルミニウムなど
20	理科医療機器類	医療機器（MR装置、CTスキャナ、結石破碎装置、人工透析装置、ベッド、福祉機器、介護用品、車椅子、義肢等）の販売・保守など 理化学機器（顕微鏡、分光光度計、実験機器、各種分析機器、実験台等）の販売・保守など ※特に専門とする診療科があれば記載してください。（例：脳外科、眼科、耳鼻科、歯科等）
21	紙類	印刷用紙、コピー用紙、衛生用紙など
22	看板・標識・保安用品類	交通標識、道路標識、看板、懸垂幕、保安用品など
23	楽器類	管弦打楽器、楽譜、ピアノ、オルガン、和楽器、マーチングユニフォーム、調律など
24	企画展示広告・映画・室内デザイン類	イベント企画運営、TV・ラジオ・新聞広告の企画制作、模型・ジオラマ作成、映画・ビデオ作成、舞台大道具など
25	漁網等	漁網、スポーツネット、農業用ネット、漁具資材など
26	コンピュータ関連業務類	ソフトウェア開発、ネットワーク構築、データ入力業務、インターネットコンテンツの作成、大型コンピュータ及び関連機器の販売・保守など ※家庭用パソコンの販売を主業種とする場合は、主に希望する業種を事務器具類に登録してください。
27	種苗・水槽・動物	種苗、園芸資材、造園資材、養殖用水槽、動物園用動物、ペット用品など
28	消防用品類	消防自動車、消火器、消火設備、避難器具、救助資器材、小型動力ポンプ、消防ホース類、消防用被服、災害緊急用品、オイルフェンスなど
29	農薬・肥料・飼料類	農薬、肥料、飼料、農業関連資材など
30	百貨店	百貨
31	不用品	不用書類・雑誌、鉄屑など
32	リース・レンタル業類	建設・土木機械、情報関連機器、事務用機器、医療機器、基準寝具、車両、産業機械設備、通信機器、観葉植物等の賃貸
33	その他	臨床検査、車両運行管理業務、給食業務、貨物運送業、旅客運送業、人材派遣、企業信用調査、環境アセスメント調査、クリーニング、航空機関連受託業務、筆耕など

7 必要書類の提出先

入札参加資格申請システムに添付ファイル登録ができなかった必要書類の提出先は以下のとおりです。

郵送（簡易書留等）又は直接窓口にお持ちください。

所属名	所在地	電話番号
石川県総務部管財課用度グループ	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1262

8 審査項目について

申請内容のうち、次の項目について審査を行います。

- (1) 営業年数
審査基準日の前日までの営業年数
- (2) 役員及び従業員数
審査基準日の前日における常勤の役員及び従業員数
- (3) 自己資本の額
直前決算における自己資本の額（法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。）
- (4) 流動比率
直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た率
- (5) 年間販売（製造）高
直前決算における販売高又は製造高
- (6) 社会的取組の状況
- (7) 指名停止の状況

9 審査結果の通知

審査の結果、競争入札参加者資格を有すると決定した場合は「競争入札参加資格者決定通知書（物品等）」を書面で郵送します。

※決定通知書は紛失等された場合であっても再発行はできません。

※電子入札への参加については、入札参加資格申請とは別途の手続きを行う必要があります。

10 その他留意事項

- (1) 電子申請後、審査結果が通知されるまでの期間に申請内容に変更が生じた場合は、入札参加資格申請システムからの変更処理はできませんので、「資格申請内容変更届出書（物品等）」及び必要書類を郵送等により提出してください。
- (2) 申請内容に修正が必要な場合は、補正指示を出させていただきます。入札参加資格申請システムに登録されているメールアドレス宛てに補正指示に関する通知が届きますので、ご確認をお願いします。

11 問い合わせ先

申請手続きに関すること	入札参加資格申請システム全般 （操作方法・設定・動作トラブル等） に関すること
石川県総務部管財課用度グループ TEL：076-225-1262 （平日8時30分～17時45分）	電子調達コールセンター TEL：0570-011-311 （平日9時00分～18時00分）

